

議員提出第6号議案

大阪府議会委員会条例及び大阪府議会議会運営委員会条例一部 改正の件

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び大阪府議会
会議規則第13条の規定により提出します。

令和5年3月17日

大阪府議會議長 森 和 臣 様

提出者

大阪府議會議員 杉江友介 肥後洋一朗
原田亮

賛成者

大阪府議會議員	魚森ゴータロー	坂上敏也
	笹川理	おきた浩之
	植田正裕	牛尾治朗
	岡沢龍一	前田洋輔
	加治木一彦	藤村昌隆
	西野修平	塩川憲史

議員提出第6号議案

大阪府議会委員会条例及び大阪府議会議会運営委員会条例一部
改正の件

大阪府議会委員会条例及び大阪府議会議会運営委員会条例の一部
を改正する条例を次のように定める。

大阪府条例第 号

大阪府議会委員会条例及び大阪府議会運営委員会条例の一部を
改正する条例

(大阪府議会委員会条例の一部改正)

第一条 大阪府議会委員会条例（昭和三十一年大阪府条例第四十五号）の一部を
次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で
示すように改正する。

	改正後	改正前
第二条	(常任委員会の名称及び所管)	(常任委員会の名称及び所管)
一	(略)	(略)
(二)	(略)	政策企画部に関する事項(危機管理及び 安全なまちづくりに関する事項を除く。)
(三)・(四)	(略)	
二	(五)・(六)(略)	警察危機管理常任委員会
(七)	政策企画部のうち危機管理及び安全な まちづくりに関する事項	
三	(八)・(九)(略)	公安委員会に関する事項
四	(十)・(十一)(略)	万博推進局に関する事項
五	(十二)・(十三)(略)	スマートシティ戦略部に関する事項
六	(十四)環境産業労働常任委員会	
(十五)	商工労働部に関する事項	
(十六)	環境農林水産部に関する事項	
七	(略)	
2	(略)	
3	(委員の選任)	
2	第六条 常任委員及び特別委員（以下「委員」と いう。）は議長が会議に諮つて指名する。ただし、閉会中においては、議長が指名することができる。	第六条 常任委員及び特別委員（以下「委員」と いう。）は議長が議会運営委員会に諮つて指名する。ただし、閉会中においては、議長が指名することができる。
3	議長は、常任委員の申出があるときは、会議 に諮つて当該委員の委員会の所属を変更する ことができる。ただし、閉会中においては、議 長が変更することができる。	議長は、常任委員の申出があるときは、議会 運営委員会に諮つて当該委員の委員会の所属 を変更することができる。ただし、閉会中にお いては、議長が変更することができる。
4	(略)	(略)
5	第一項ただし書の規定により委員を指名し たとき及び第三項ただし書の規定により委員 の所属を変更したときは、議長は、その旨を次 の会議に報告しなければならない。	第一項の規定により委員を指名したとき及 び第三項の規定により委員の所属を変更した ときは、議長は、その旨を次の会議に報告しな ければならない。
	(委員長及び副委員長)	(委員長及び副委員長)

<p>第七条 (略)</p> <p>2 委員長及び副委員長は、議長が會議に諮つて、それぞれその委員の中から選出する。ただし、閉会中においては、議長が選出することができる。</p> <p>3 前項ただし書の規定により委員長及び副委員長を選出したときは、議長は、その旨を次の會議に報告しなければならない。</p> <p>4 (略)</p> <p>(委員長及び委員の除斥)</p> <p>第十五条 委員長及び委員は、自己若しくは父の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができない。ただし、委員会の同意があつたときは、會議に出席し、発言することができる。</p>	<p>第七条 (略)</p> <p>2 委員長及び副委員長は、議長が議会運営委員会に諮つて、それぞれその委員の中から選出する。</p> <p>3 前項の規定により委員長及び副委員長を選出したときは、議長は、その旨を次の會議に報告しなければならない。</p> <p>4 (略)</p> <p>(委員長及び委員の除斥)</p> <p>第十五条 委員長及び委員は、自己若しくは父の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができない。ただし、委員会の同意があつたときは、會議に出席し、発言することができる。</p>
--	--

(大阪府議会議会運営委員会条例の一部改正)

第二条 大阪府議会議会運営委員会条例（平成二年大阪府条例第二十九号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(委員の選任)</p> <p>第四条 委員は、議長が會議に諮つて、議長及び副議長のほか、各会派から推薦のあつた者を指名する。ただし、閉会中においては、議長が各会派から推薦のあつた者を指名することができる。</p>	<p>(委員の選任)</p> <p>第四条 委員は、議長が運営委員会に諮つて、議長及び副議長のほか、各会派から推薦のあつた者を指名する。ただし、閉会中においては、議長が各会派から推薦のあつた者を指名することができる。</p>
<p>3 2 (略)</p> <p>3 第一項ただし書の規定により委員を指名したときは、議長は、その旨を次の會議に報告しなければならない。</p> <p>(改選時の特例)</p> <p>第十七条 一般選挙後運営委員会が設置されるまでの間、議会事務局長は、議会の運営等に関する事項を協議するため、各会派から推薦のあつた議員で構成する議会運営協議会を開くことができる。</p>	<p>2 前項の規定にかかわらず、一般選挙後初めて選任される委員は、議長が會議に諮つて、議長及び副議長のほか、各会派から指名のあつた者を指名することができる。</p> <p>3 第一項の規定により委員を指名したときは、議長は、その旨を次の會議に報告しなければならない。</p> <p>(改選時の特例)</p> <p>第十七条 一般選挙後運営委員会が設置されるまでの間、事務局長は、議会の運営等に関する事項を協議するため、各会派から推薦のあつた議員で構成する議会運営協議会を開くことができる。</p>

附 則

この条例は、令和五年四月二十日から施行する。

提 案 理 由

常任委員会の所管を見直し、委員会数を8から7に再編するとともに、議会構成に係る議事を効率よく行えるようするため、現行条例の一部を改正するものである。